

令和3年度個人情報保護委員会政策評価実施計画

令和3年3月26日
個人情報保護委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、令和3年度個人情報保護委員会政策評価実施計画を次のとおり定める。

第1 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第2 事後評価の対象とする政策及び事後評価の方法

- (1) 個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成30年3月30日個人情報保護委員会決定）の対象とした政策のうち、本計画の対象とする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）

次の表のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

政策	施策名（評価実施単位）
個人情報の適正な取扱いの確保	①特定個人情報の適正な取扱いの推進
	②個人情報に関する広報・啓発の推進
	③個人情報に関する国際協力の推進
	④個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進
	⑤個人情報に関する広聴・相談

- (2) 政策決定後5年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）
該当なし

- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）
該当なし